

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ BIの算出方法</p> <p>ハ ILMの算出方法</p> <p>ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合には、各手法の適用範囲を含む。）</p> <p>ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該手法の概要</p> <p>(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

算出から除外した事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあつては、その理由を含む。）

ホ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たつて、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあつては、その理由を含む。）

〔十〇十三 略〕

〔4〇8 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔十〇十三 同上〕

〔4〇8 同上〕

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[略]					
24	オペレーショナル・リスク				
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第三十二面) 略]

(第三十三面)

[別紙氏]

(第三十四面)

[別紙氏]

(第三十五面)

[別紙氏]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[同左]					
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第三十二面) 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ					
						リスク・アセット		所要自己資本	
						当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
[略]									
24	オペレーショナル・リスク								
[項を削る。]									
[項を削る。]									
[項を削る。]									
[略]									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第二十五面) 略]

(第二十六面)

[別紙]

(第二十七面)

[別紙]

(第二十八面)

[別紙]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ					
						リスク・アセット		所要自己資本	
						当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
[同左]									
19	オペレーショナル・リスク								
20	うち、基礎的手法適用分								
21	うち、粗利益配分手法適用分								
22	うち、先進的計測手法適用分								
[同左]									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第三十二面) 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
[略]					
24	オペレーショナル・リスク				
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 略]

mm 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 略]

[(第二面) ~ (第四面) 略]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の「重要額を付した標記部分を除く全額を付した数値は記載しない」

(別紙様式第六号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
[同左]					
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~11 同左]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[nn~tt 同左]

[(第二面) ~ (第四面) 同左]